

# 茨城県報

第6334号

昭和50年6月23日

月曜日

(明治35年3月17日  
第三種郵便物認可)

## 目次

### 告示

ページ

- 昭和50年度第2次2等陸・海・空士の募集期間等(地方課) ..... 1
- 青少年に有害な凶書の指定(青少年課) ..... 2
- 保安林予定森林に関する農林大臣からの通知(林業課) ..... 3
- 保安林指定の予定( " ) ..... 3
- 土地改良区設立の認可(農地管理課) ..... 4
- 土地改良区設立当時の役員である旨の届出( " ) ..... 4
- 換地計画の適当決定(2件)( " ) ..... 5
- 土地改良事業の認可( " ) ..... 6
- 道路の区域変更(3件)(道路維持課) ..... 6
- 道路の供用開始( " )( " ) ..... 7

### (公安委員会)

- 緊急自動車の指定及び指定の取消し ..... 9

### 公告

- 道路位置の指定(建築指導課) ..... 9

## 告示

### 茨城県告示第657号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)第114条、第117条及び第118条の規定による昭和50年度第2次募集期間並びに採用試験の期日及び試験場は次のとおりである。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内 藤 男

○男子(2等陸・海・空士)

- 1 募集期間 昭和50年7月1日から昭和50年9月30日まで
- 2 試験期日 募集期間内毎日
- 3 試験場 自衛隊茨城地方連絡部 水戸三の丸3の11の9  
TEL 0292-31-3315
- 同 日立出張所 日立市助川町1の1番地 日立市役所内  
TEL 0294-21-1524
- 同 土浦募集事務所 土浦市下高津11番地

TEL 0298-21-6986

同 下館募集事務所 下館市菅谷町1013番地 伊讚農協地内

TEL 02962-2-7239

同 鹿島分駐所 鹿島郡鹿島町大字粟生463-6

TEL 02998-2-1375

茨城県告示第658号

茨城県青少年のための環境整備条例(昭和37年茨城県条例第60号)第8条第1項の規定により、青少年に有害な図書として、次のものを指定する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

番 号	誌 名	号 別	発 行 所 名
112	スペシャル	7 月 号	大 洋 図 書
113	リーベツト	"	"
114	快感セックス百科(リーベツト)	7 月 増 刊 号	"
115	ミッドナイト	7 月 号	"
116	セクシャル	"	"
117	キャンテイ	"	三 洋 出 版
118	シヨック情報	"	"
119	ビイナーナス	"	"
120	ピンクレディ競艶集 (ビイナーナス)	7 月 増 刊 号	"
121	ロマン探訪	7 月 創 刊 号	光 彩 書 房
122	ポ ル ナ	創刊7月特大号	"
123	メンズ・メイト	7 月 特 大 号	"
124	P A N G	"	"
125	S M マ ガ ジ ン	7 月 号	コ バ ル ト 社
126	問 題 S M 小 説	"	"
127	別冊問題SM小説	"	"
128	ガッツオープン	"	辰 巳 出 版
129	プ レ イ ナ ウ	"	"
130	実話マンスリー	"	サ ン 出 版
131	S M コ レ ク タ ー	"	司 書 房
132	S M フ ロ ン テ イ ア	"	"
133	S M フ ザ ン	"	"

134	ピンクピンク	〃	大洋書房
135	P i n P i n	〃	文献資料刊行会
136	サスペンス・マガジン	〃	久保書房
137	実話エキサイト	〃	れもん社
138	COQUETTE	〃	せぶん社
139	L O O K	〃	サン出版

茨城県告示第659号

保安林予定森林に関し、農林大臣から次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

1 保安林予定森林の所在場所

高萩市大字大能字立石1045番、1046番の1

北茨城市華川町小豆畑字サルタ2734番の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種を定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法期間及び樹種は次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第660号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

1 指定を予定している保安林の所在場所

常陸太田市瑞竜町字日渡1875番のホから1875番のチまで、字氷沢1952番のヲ、字広沢2052番のロ、2052番のニから2052番のトまで、字塚ノ入2090番のイ、字高野2495番の1、2495番のロ、2507番、字岩山2764番の2、字山田西2768番のロから2768番のニまで、2768番のヲから2768番の

カまで、2768番のヘ、2768番のリ、2768番のヌ、字南沢2774番のニから2774番のヘまで、字愛宕山2778番のリ、2778番のヌ、字東沢2786番のロ、字由竹2786番のホ、2786番のヘ、字白山2812番、字権現山2826番、字国見下2827番のイ、2827番のロ、字蔵ノ入2827番のハ、字笹段2827番のニ、字富士山2827番のト、字追原2827番の<sup>ヘ</sup>リ、2827番のヌ、字岩山東2827番の<sup>ル</sup>ヲ、字晴山西2827番の<sup>チ</sup>ワ、字晴山北2827番のカ、字晴山南2827番のヨ、字長峰西2827番のタ、字友十峰西2827番のレ、2827番のソ、2827番のソの1、字愛宕山2827番のツ、2827番のツの1、字柳沢2829番のイ、字東沢2829番のロ、2830番のイ、字小川作2830番のロ、2830番のロの1、字入溜池の上2843番、字東長屋脇2858番、2859番のト、字新地2487番のイ、2487番のロ、2492番のロ、下大門町字国見山1955番、瑞竜町字瑞竜山2845番(次の図に示す部分に限る。)新宿町字西山1435番の2、591番の3、稲木町字三味堂1699番の2(次の図に示す部分に限る。)1699番のロの1、1699番のロの3、1699番の4、字諸任塚山1700番の1、字陳沢山1753番の2

2 指定の目的

公衆の保健

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は択伐による

イ 主伐として、伐採することができる立木は多賀地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るもの次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする(「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その関係書類を茨城県庁及び常陸太田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

茨城県告示第661号

新治郡八郷町大字半田 981 番地に事務所を置く半田西部土地改良区の設立を土地改良法第10条第1項の規定により昭和50年6月14日認可したから同条第3項の規定により公告する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

茨城県告示第662号

半田西部土地改良区から次の者が設立当時の役員である旨届け出があつたから、土地改良法第18条第16項の規定により公告する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

住 所	氏 名	摘 要
八郷町大字半田981	関 統 郷	理 事 長
" " 990-6	関 欣 吾	理 事
" " 968	関 茂 秋	"
" " 975-2	関 治 久	"
" " 960-1	関 昭 一	"
" " 751-2	原 田 春 二 郎	"
" " 764-1	原 田 常 三 郎	"
" " 780-1	岩 田 正 義	"
" " 1095	原 田 清	"
" " 323-1	原 田 重 治	"
" " 1435	関 茂 利	"
" " 637	関 清	"
" " 954	関 栄	統 括 監 事
" " 1686	原 田 源	監 事
" " 775-1	岩 田 竹 市	"

茨城県告示第663号

昭和50年3月31日付で認可申請のあつた八間堀川沿岸土地改良区若宮戸地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和50年6月30日から昭和50年7月21日まで

3 縦 覧 の 場 所 石下町役場

茨城県告示第664号

昭和50年3月31日付で認可申請のあつた笠間市上加賀田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画の写し

- 2 縦覧の期間 昭和50年6月30日から昭和56年7月21日まで  
 3 縦覧の場所 笠間市役所

茨城県告示第665号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第95条第3項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良事業を認可したので同法第95条第4項の規定により公告する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

施行主体	実施地区	申請年月日	認可年月日
共同施行	桜川	昭和50年3月4日	昭和50年6月13日
同上	神落	昭和50年3月6日	同上

茨城県告示第666号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道  
 2 路線名 笠間常陸太田線  
 3 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長	摘要
笠間市福田612番の1地先から 笠間市福田670番地先まで	旧	メートル 最大 7.0 最小 4.0	メートル 610.0	
	新	最大 33.0 最小 11.4	600.0	

茨城県告示第676号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。  
 その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宇都宮笠間線
- 3 道路の区域

区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市箱田字表1248番の 1地先から	旧	メートル 最大 10.0 最小 7.0	メートル 480.0	
笠間市石井字石崎1840番の 1地先まで	新	最大 28.0 最小 11.0	467.5	

茨城県告示第668号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹内藤男

路線 名	区 間	新旧 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
一 般 国 道 293 号	那珂郡緒川村大字小舟字中道 2568番の1地先から	旧	メートル 最大 9.0 最小 3.0	メートル 2,220.0	
	那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番の3地先まで	新	最大 38.0 最小 9.5	2,190.0	
	那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番の3地先から	旧	最大 10.0 最小 3.0	3,331.7	
	那珂郡美和村大字鷺子字柏木 135番の1地先まで	新	最大 10.0 最小 3.0 最大 51.0 最小 10.0	3,331.7 2,420.0	
県 道 烏 山 御 前 山 線	那珂郡緒川村大字小舟字大石 2402番の1地先から	旧	最大 8.0 最小 6.5	387.0	
	那珂郡緒川村大字小舟字中道 2568番の1地先まで	新	最大 26.0 最小 15.0	380.0	

茨城県告示第669号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道笠間常陸太田線
- 2 供用開始の区間 笠間市福田612番の1地先から笠間市福田670番地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年6月23日

茨城県告示第670号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道宇都宮笠間線
- 2 供用開始の区間 笠間市箱田字表1248番の1地先から笠間市石井字石崎1840番の1地先まで
- 3 供用開始の期日 昭和50年6月23日

茨城県告示第671号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、昭和50年6月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道 293号	那珂郡緒川村大字小舟字中道 2568番の1地先から 那珂郡緒川村大字小舟字赤石 3398番の3地先まで	昭和50年6月23日



県道  
烏山御前山線

那珂郡緒川村大字小舟字大石  
2402番の1地先から  
那珂郡緒川村大字小舟字中道  
2568番の1地先まで

昭和50年6月23日

(公 安 委 員 会)

茨城県公安委員会告示第26号

道路交通法施行令(昭和35年政令第270号)第13条第1項の規定により、次のとおり緊急自動車の指定及び緊急自動車の指定の取消しを行つたので公示する。

昭和50年6月23日

茨城県公安委員会委員長 豊 崎 昇

1 緊急自動車の指定

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	用途	所有者又は管理者
852	茨 88 す 2336	ニッサン 50年	警察責務遂行用	茨城県警察本部
853	茨 11 に 5111	トヨタ 50年	公共応急作業用	東部瓦斯株式会社
854	茨 88 せ 2131	トヨタ 50年	〃	〃

2 緊急自動車の指定の取消し

指定番号	自動車登録番号	車名・年式	所有者又は管理者	指 定 日 年 月 日	告示番号
479	茨 8 す 6323	トヨペット45年	東部瓦斯株式会社	45. 4. 16	7

公 告

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和50年6月23日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 日 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
下土木指令 第120号	50. 6. 7	土屋 武	埼玉県鳩ヶ谷市 本町4丁目3-15号	猿島郡総和町大字関戸 字稲荷前1605-38	4.00	22.00
〃 第121号	〃	大森 一吉	猿島郡三和町大 字長崎2707	結城市大字大木八坂前 409-24, 34	4.60	123.30 (通り抜 け)

" 第122号	"	高村 勇	東京都北区志茂 1丁目22-2号	下館市大字飯島字八十 島571-1, 574-1	4.00	104.40 "
" 第123号	"	斉藤 精一	結城郡石下町本 石下2064	結城郡石下町大字本石 下字塚の越3812-3	4.00	35.70 "
" 第124号	"	三和ホーム K.K 代表取締役 山中 正 株式会社新 栄商事 代表取締役 宮本 隆司	東京都板橋区成 増3丁目 1-6号	猿島郡三和町大字諸川 字井耕地256-4	4.50	80.80 "
竜土木指令 第310号	50. 6. 12		竜ヶ崎市3975	竜ヶ崎市馴馬町字上米 余郷551-1, 553-4	4.00	35.00
高土木指令 第375号	50. 6. 13	(株) 常北 開発 小森 次雄	高萩市有明町 1-40-2	高萩市大字秋山字稲荷 森593-1, 7, 624- 2, 3, 字叶原566-3, 字経塚625-61, 78, 79, 80, 82, 83	4.00	291.40
" 第376号	"	原 晃晴	" 本町 2丁目14	" 大字安良川字コ シマキ954-3, 955- 4, 955-1, 2, 6 の一部	4.00	79.10

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)  
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 7 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人  
発行所 茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所